

豊島区 LINE 公式アカウント運用要綱

3 豊政広発第 112 号

令和 3 年 5 月 20 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、「豊島区ソーシャルメディア運用基準」に基づき、豊島区(以下、「区」という)が開設する公式 LINE アカウント(以下「本アカウント」という)を運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(運用管理)

第 2 条 本アカウントの運営主体は区とし、本アカウントによる運用管理は、広報課が行う。

2 アカウント名は「豊島区」とし、アカウント ID は@city_toshima とする。

3 各課が提供する Web サービスなどを本アカウントに連携し、情報配信等を行う場合は、広報課と事前に協議するものとする。

(サービスの内容)

第 3 条 区が本アカウントにより提供するサービスは、次に掲げるものとする。

- (1) 災害時の緊急情報をはじめ、区民生活に特に影響を与える情報の配信
- (2) 自動応答メッセージの配信
- (3) 区ホームページへの誘導
- (4) 各課が提供する Web サービスなどとの連携
- (5) その他、広報課長が必要と認める情報の配信

(意思決定)

第 4 条 情報配信にあたっては、当該情報の所管所属長及び広報課長の決定を必要とする。ただし、災害発生時等の緊急を要する場合は、発信する内容に応じ、この限りでない。

(メッセージ等への返答)

第 5 条 区は、本アカウントの利用者から投稿されたメッセージ等に対し、原則として個別の回答を行わないものとする。

(免責事項)

第 6 条 区は、予告なしに本アカウントを停止・終了する場合がある。

附則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。